

民事訴訟法

次の【事例】を読み、以下の【設問1】および【設問2】に答えなさい。なお、各設問は独立したものである。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

Yが登記を有し、現に占有中の甲建物について、XとYの間で所有権をめぐる争いが生じた。甲建物が自己の所有に属すると主張するXは、Yに対して訴えを提起することにした。

【設問1】

XはYに対して甲建物が自己の所有に属することの確認を求める訴えを提起した。これに対し、Yは、所有権に基づいて給付の訴えを提起できる場合には、所有権の確認のみを求める訴えは不適法であると主張した。XのYに対する甲建物所有権の確認を求める訴えは適法か。

【設問2】

XはYに対して所有権に基づいて甲建物の明渡しを求める訴え（以下、「本件訴え」という。）を提起した。本件訴えの係属中に、XがYに対して甲建物が自己の所有に属することの確認を求める中間確認の訴えを提起した場合、裁判所が本件訴えによって定立された請求と中間確認の訴えによって定立された請求について口頭弁論を分離することは許されるか。

（80点）